

令和4年4月 定例総会議事録

日 時 令和4年4月28日(木) 午前10時00分～午後12時30分

場 所 中央公民館

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小畠利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

欠席 棚橋 道夫

農地利用最適化推進委員

20	井上 亘	21	上原 都由子	22	新田 敏文	23	高岩 昭市
24	池井周造	25	中山 敏章	26	前田次雄	27	丸尾 義盛
28	池田幸一	29	内 一 幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山 則夫	33	井 野 実	34	大久津和幸	35	栗水流 峯一
36	谷口和巳	37	福本正三	38	四位正生		

事務局

事務局長	藤崎 浩一	主 幹	橋 口 覚	主 幹	西 原 学	主 査	竹内秀次
主 査	宮永昌和	主事補	嶺石将伍				

議 題

- 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第13号 農地利用集積計画の変更について
- 報告第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について

- 議案第31号 農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第32号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(使用貸借)
- 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(賃貸借)
- 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第38号 農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第39号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第40号 農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
- 議案第41号 非農地証明願承認について

事務局 おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 18 名、推進委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 4 月の行事報告と 5 月の行事計画を報告します。

(4 月の行事報告と 5 月の行事計画)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 おはようございます。令和 4 年度第 1 回目の定例総会です。それでは小林市農業委員会令和 4 年度 4 月期の定例総会を開会します。よろしく申し上げます。

事務局 春口会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 12 号から第 14 号までの 34 件、議案が第 31 号から第 41 号までの 87 件、合計 121 件でございます。
それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 11 番種子田委員と 14 番大部委員をお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 12 号～報告第 14 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いですので議事に入ります。
議案第 31 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定(移転)許可についてを

議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第31号農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定(移転)許可について下記のとおり農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定(移転)許可申請があったから許可するものとする。

(議案第31号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(4番挙手)

議長 はい、4番。

4番 4月の野尻町区分の事前審査を第1小委員会に付託されましたので4月21日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。
議案第31号農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定(移転)許可について報告をします。
1番、規模拡大を図るもので、10aあたり10,000円、期間は15年間です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第31号農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定(移転)許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第32号農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

事務局 (事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 32 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第 32 号 1 番朗読、他 8 件省略)

議長 ありがとうございます。1 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 今月の 3 条及び基盤法の事前審査を第 2 小委員会に付託されましたので 4 月 19 日に
審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。
はじめに議案第 32 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の 1 番について報告
をします。
申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 32 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請の 1 番を許可することに
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、許可することに決定をしました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは 1 番以外の審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 32 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請の 1 番以外の審査報告を
します。

2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 216,110 円。

3 番、知人から贈与を受けるものです。

4 番、知人から贈与を受けるものです。

5 番、子の夫から贈与を受けるものです。

6 番、母から贈与を受けるものです。営農計画書が添付されています。

7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。

8 番、兄から贈与を受けるものです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(4 番挙手)

議長 はい、4 番。

4 番 同じく議案第 32 号野尻町区分について報告をします。

9 番、祖父から贈与を受けるものです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 32 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 33 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定に
ついてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 33 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 33 号 1 番朗読）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（5 番挙手）

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 33 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）について報告をします。
1 番、期間は 5 年間です。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 33 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定します。
続きまして議案第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 34 号 1 番朗読、他 4 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）について報告します。

5 件中 4 件が畜産農家です。期間はお目通しをお願いします。

1 番、10a あたり 10,000 円です。

2 番、10a あたり 5,000 円です。

3 番、10a あたり 18,519 円です。

4 番、10a あたり 3,178 円です。

5 番、10a あたり 12,000 円です。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 35 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 35 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 35 号 1 番朗読、他 25 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長

はい、5番。

5番

議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。

あっせん委員についてはお目通しをお願いします。

1番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり201,816円。

2番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり450,000円。

3番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり248,640円。

4番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり274,669円。

5番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり467,873円。

6番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり500,000円。

7番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり499,659円。

8番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり49,587円。

9番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり450,000円。

10番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり250,000円。

11番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり243,265円。

12番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり250,000円。

13番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり449,438円。

14番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり125,392円。

15番、16番、17番の受手は同じ方で申請地を購入し規模拡大を図るものです。

15番、16番、10aあたり200,000円。

17番、10aあたり250,000円。

18番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり158,983円。

19番と20番は等価交換です。

20件中、17件が畜産農家関係です。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(4番挙手)

議長

はい、4番。

4番

同じく議案第35号野尻町区分について報告をします。

21番と22番の受手は同じ方で申請地を購入し規模拡大を図るものです。

21番、10aあたり270,000円。

22番、10aあたり206,239円。

23番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり300,000円。

24番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり147,724円。

25番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり194,672円。

26番、特例事業を活用し規模拡大を図る、10aあたり309,668円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 35 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画
(所有権) に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 36 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定に
ついてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 36 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画(農地中間管理事業)を作成したので計画通り決定する。

(議案第 36 号 1 番朗読、他 25 件省略)

議長 ありがとうございます。1 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは 1 番の審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 36 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計
画(農地中間管理事業)について報告をします。
使用貸借です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り
決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 36 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の 1 番に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、計画通りに決定をしました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは 1 番以外の審査報告をお願いします。

(4 番挙手)

議長 はい、4 番。

4 番 同じく議案第 36 号野尻町区分について報告をします。
賃貸借 20 件、使用貸借 5 件、合計 25 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 36 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 37 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第37号農地法第4条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達
するものとする。

(議案第37号1番朗読、他4件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 今月の4・5条、非農地証明願の事前審査を第3小委員会に付託されましたので4月
20日に審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第37号農地法第4条の規定による許可申請書進達についてを報告します。
1番、南西方、出ノ山、転用の理由は植林です。追認申請ですが、届けた本数がか
なり少ないことを私は指摘をしました。
2番、1番の隣接地で植林です。
3番、北西方、種子田、これは地籍調査で植林が判明したので申請するものです。
4番、転用の理由は牛舎・資料置場・堆肥舎・農機具置場です。雨水は大きな側溝
があるのでそこで受けます。下の土地改良区とは協議済みだという報告を受けてい
ます。
5番、細野、竹山、住宅敷地内で庭木が植えてありました。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第37号農地法第4条の規定による許可申請に意見書を付して進達することに賛
成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第38号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書
進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第38号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
下記のとおり農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第38号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第38号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について報告をします。
1番、山中地区の山間部で牛舎に隣接する農地です。堆肥舎が不足しているという事で申請するものです。用途区分の変更は既に済んでいるそうです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第38号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第39号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第39号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について

下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第39号1番朗読、他10件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第39号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告をします。

1番、堤、柏萩、道路沿いで、転用の理由は一般住宅です。前も審査したことがあります。既に分譲されていきました。

2番、細野、湾津、ここも道路沿いで鍼灸マッサージ院敷地です。

3番、細野、小堀、就労支援施設です。後ほど事業計画変更が出てきます。介在畑です。

4番、堤、矢櫃迫、建売住宅・駐車場・資材置場です。申請地全体を約2mかさ上げするという事です。そうしないと下手にある農地にすべて水が流れていくそうです。水は道路側の側溝に流すという事です。

5番、東方、野中田、橋満集落内で、一般住宅です。父からの譲り受けです。

6番、これも一般住宅です。ここは既に基礎が出来ていました。追認申請です。

7番、議案第37号4番の隣接地で牛舎・資料置場・堆肥舎・農機具置場です。用途区分変更も済んでいるという事です。雨水対策も下の土地改良区との話し合いは済んでいるとの事です。

8番、住宅敷地です。山麓線沿いの住宅の中の庭が一部畑になっていたという事です。集落接続の例外規定が適用されるという事でした。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(4番挙手)

議長 はい、4番。

4番 同じく議案第39号野尻町区分について報告をします。

9番、農家住宅です。内容についてはお目通しをお願いします。

10番、カーポート敷地です。これもお目通しをお願いします。

11番、太陽光発電施設です。雨水は排水溝が道路にあるので問題なしと判断しました。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第39号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第40号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第40号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
下記のとおり農地転用許可後に事業計画変更申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第40号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第40号農地転用許可後の事業計画申請書進達について報告します。
1番、社員寮を建築するという事で計画をしたものを就労支援施設に変更するものです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第40号農地転用許可後の事業計画申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。
続きまして議案第 41 号非農地証明願承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 41 号非農地証明願承認について
下記のとおり非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第 41 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 41 号非農地証明願承認について報告します。
1 番、北西方、上鷹塚、西小林の材木市場の裏側です。面積は 543 m²となっていますが審査会としては 1,500 m²くらいあるのではないかと判断しております。申請では 10 年以上の耕作放棄地となっていますが、10 年以上耕作放棄された農地には見受けられませんでした。モアで刈り取ってトラクターで 2 回くらい耕せば耕作できそうな状態です。所有者は埼玉県川越市の方なので難しいのかなと。近くに耕作できる人がいればいいのかなと思っています。隣が材木市場の材木置き場になっています。地元の委員が話を聞いたところ材木市場が買うという話があるみたいです。それで非農地証明願では難しいのかなと。であれば材木置場で 5 条申請をあげた方がいいのではないかと考えております。審査会では総会の場で意見を聞いてから結果を出そうという判断になりました。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。みなさんからご意見がありましたらよろしくをお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 小委員会で説明があったような状況ですので、現場を見ていない私たちでの判断は難しい気がします。小委員会がはっきりしていただいて、総会で決を出す方がいい

のかなと私個人は思っています。

議長 今のような意見もありますが、みなさんいかがでしょうか。

8 番 令和3年度に自分たちの小委員会が審査した案件ですが、トラクターで1回耕せば畑になるというところが非農地証明願で出ました。駐車場として借りるとか買うという話が既に出ていました。それで我々としては、非農地証明願はだめですよ、5条で申請をあげた方がいいのではないですかと判断をして、総会で否決をしました。その後、書士から新たに申請がありました。材木置き場で買い取る話があるのなら非農地証明を出すのは、簡単な方法ではないかと私は思っています。この西小林の現場が非農地になったら農地は大概、非農地になります。2〜3年耕作しなかったら非農地として認めざるを得なくなってしまうと私は思っています。

議長 私も現地に行きました。委員長が言われるように面積についてはなぜなのか分かりませんが、どのようにしましょうか。

5 番 非農地としては認められないので他の方法で転用申請をするように事務局から指導をすればいいのかなと思います。

議長 地元の委員の説明をお願いします。

29 番 この件につきまして、先月、書士さんから非農地証明願が出ているので現場を見てほしいとの電話がありました。私も現場を見て疑問には感じました。5条かなと思ったのですが、書士が出されたという事でしたので事務局の担当には確認はしましたという報告をしました。委員長の報告でもあったように私もここは非農地証明願では無理かなと思いました。

議長 今、事務局とも調整をしましたが、お聞きになられたとおりです。どちらかに決定をしないとイケません。

(15 番挙手)

議長 はい、15番。

15 番 木材市場のどの辺りですか。

議長 南側のすぐ下です。

8 番 手前から入って行って左に下ったら材木市場があって、その隣は材木置き場です。その隣です。9時前に現場に着いて、日当たりは良く、影はありませんでした。道路のすぐ横。ですから探せば借りてくれる人はいるのではないかと思います。他に売る計画があれば、そっちの方で申請をあげてください、非農地では認められま

せんと、小委員会としてはそう判断しています。でも事務局としては非農地証明が出たのだから、その判断をしてほしいという意見ですけども、でも決めるのは総会でという事に判断をしました。

(18 番挙手)

議長 はい、18 番。

18 番 非農地となった時は自然と道も塞がれて自然林が生えてしまったとか、農地としての価値が無いという風に私は先輩方から教わりましたが、簡単になんでもしていたらきりがなくなると思います。迫になって道が無くなった、高齢になって長年耕作出来ずほっといたら入口が無くなったとか、そういう自然的なもので非農地にせざるを得ないという場合のみというようにある程度決めないと、私は現場を見ていませんが、報告があったような状況では全てが非農地になってしまう気がいたします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 私の考えは、小委員会が現場を見て非農地は無理だと判断しているのであれば、差戻しをするのがいいのかなと思っています。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 農地法施行の昭和 27 年以前から原野であったとか、山であったとか、災害があったとか、公共事業の残地とか、10 年以上人間の手が入っていないとか、農道がないとか非農地の審査基準があるわけですよ。審査基準に該当しないのであれば、非農地証明の承認は難しいと思います。小委員会が判断されたのであれば私もそれに賛同をしたいと思います。

議長 私としては小委員会に付託しているので、それを優先したいという気持ちはありますけれども、みなさんから色々な意見があろうかと思って聞いています。では小委員長の意見のとおり承認しないことに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので否決とします。
先ほど報告でもありましたが、だれかが買われるというのは決定なのですか。

18 番 材木市場が将来的には欲しいということではあるようですが、そこまでは我々とし

ては考えなくてはいいいのかと思っています。現場が非農地なのか、耕せば農地として使用できると判断したところは非農地として認めないというかたちでいいのではないでしょうか。2種農地ですのでそこに何が出来ようが、我々としては申請通りに判断することだと思えます。

議長

分かりました。そのような意見ですので事務局の方、よろしくお願いします。以上で本日の総会を終了します。ありがとうございました。

閉議 午後 12 時 30 分

令和 4 年 4 月 28 日 定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟